

要望書（回答）

1. 市として港湾運送事業の平和的存立・発展と、市民の平和を担保するため、政府の意図する商港の軍事基地化政策に安易に応じないこと。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

「特定利用港湾」は、国家安全保障戦略に基づいた検討であり、民生利用が主であることを前提としつつ、平素の訓練等で自衛隊、海上保安庁が利用できるように整備を促進し、円滑に港湾の利用ができるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを満たす施設であると位置づけられております。

市では、北海道や苫小牧港管理組合と連携し、これまでも国に対して「特定利用港湾」について丁寧な説明を求めてきたところではありますが、国からは「円滑な利用に関する枠組み」は自衛隊・海上保安庁の優先利用を前提としたものではなく、港湾法等の既存の法令に基づき、施設の利用について調整するための枠組みであると説明を受けております。

「特定利用港湾」の指定については、本年4月1日に、国において苫小牧港を含む全国11港が公表されております。

2. 防衛省の説明で、「平時に自衛隊などが優先利用することを前提にした制度ではなく、民生利用が主である」とされているので、港湾運送事業に影響を出さないと確約をすること。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

「特定利用港湾」は、自衛隊や海上保安庁が優先的な利用をできるようにすることを前提としているものではありません。

これまでも自衛隊等は訓練や災害などで苫小牧港を利用しており、「特定利用港湾」となっても商業港であることに変わらないと考えております。市民の安全安心、そして物流の要衝としての責任を前提として適切に対応していきたいと考えております。

3. 受け入れた港湾管理者の責任として、港湾運送事業以外の使用で定期船の抜港や港湾作業に問題が生じないような処置と起きた場合の補償などの対策や対応を明確にすること。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

苫小牧港は北海道の産業や経済を物流面から支えるばかりでなく、災害に際し被災地への物資輸送に利用されるなど、国民の安全・安心な生活の確保に大きな役割を果たしており、物流に支障が生じないことが重要だと認識しております。

安全保障環境が急激に変化している昨今の情勢から、今回の国の検討の方向性については一定程度理解するところではありますが、物流の要衝としての責任を今後も果たしていきたいと考えており、港湾法等に基づいて適切な対応に努めてまいります。